

# 青森県報

第三千四百四十八号

平成二十三年  
十月七日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(健康福祉課)	一
右 同	(同)	一
右 同	(同)	二
生活保護法による介護機関の指定	(同)	二
右 同	(同)	二
右 同	(同)	二
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(高齢福祉保険課)	三
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	(同)	三
障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	三
証紙売りさばき人の業務の廃止の届出	(会計管理課)	三
公 告		
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	(経営支援課)	四
開発行為に関する工事の完了	(建築住宅課)	四
宅地建物取引業者の事務所の所在地の不明	(同)	五
県有財産の売却に係る一般競争入札	(警察本部 会計課)	五

## 告 示

### 青森県告示第七百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類		廃止年月日
		居宅介護	訪問介護	
株式会社安心ケア	弘前市大字茂森町四	訪問介護	訪問介護	平成 三・八・三
株式会社心ケア	弘前市大字茂森町四	訪問介護	訪問介護	平成 三・八・三
株式会社有限会社イリュウ	黒石市大字高館字甲花岡二一			三・一・三

### 青森県告示第七百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類		廃止年月日
		介護予防	訪問介護	
株式会社安心ケア	弘前市大字茂森町四	訪問介護	訪問介護	平成 三・八・三
株式会社心ケア	弘前市大字茂森町四	訪問介護	訪問介護	平成 三・八・三
株式会社有限会社イリュウ	黒石市大字高館字甲花岡二一			三・一・三

青森県告示第七百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年十月七日

青森県知事 三村 申吾

名称	株式会社安心ケア	名称	株式会社安心ケア	廃止年月日	平成二三年・八・三
主たる事務所の所在地	弘前市大字茂森町四	名称	株式会社安心ケア	所在地	弘前市大字茂森町四

青森県告示第七百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年十月七日

青森県知事 三村 申吾

名称	松原ぬくもりの家	所在地	三沢市松原町二丁目三三の三七〇四	施設の種類	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	指定年月日	平成三・九・二
----	----------	-----	------------------	-------	----------------------	-------	---------

青森県告示第七百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五

五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年十月七日

青森県知事 三村 申吾

名称	株式会社まいる	名称	株式会社まいる	指定年月日	平成三・七・一
主たる事務所の所在地	弘前市大字広野二丁目一〇の七	名称	株式会社まいる	所在地	弘前市大字広野二丁目一〇の七

青森県告示第七百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五

平成二十三年十月七日

青森県知事 三村 申吾

名称	株式会社まいる	名称	株式会社まいる	指定年月日	平成三・七・一
主たる事務所の所在地	弘前市大字広野二丁目一〇の七	名称	株式会社まいる	所在地	弘前市大字広野二丁目一〇の七

青森県告示第七百九十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十三年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	居宅サービス事業を行う	指定年月日
名称 名称又 主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービス事業を行う	年月日
社会福祉法人緑鷗会	社会福祉法人緑鷗会みどりヘルパーステーション	平成 二〇・一
青森市大字羽白字沢田四八の二	青森市大字羽白字沢田五五の五	
特定非営利活動法人NPO身障者青脳会	デイサービスセンターあかり	"
青森市大字滝沢字下川原二三五	青森市大字滝沢字下川原二三五	
有限会社スターザ	レッツ倶楽部青森東	"
青森市自由ヶ丘二丁目一二の二	青森市はまなす一丁目一の一〇	
通所介護	通所介護	
訪問介護	訪問介護	
居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う	

青森県告示第七百九十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十一条の規定により公示する。

平成二十三年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	介護予防サービス事業を行う	指定年月日
名称 名称又 主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービス事業を行う	年月日
社会福祉法人平館福祉会	生活介護	平成 二〇・一
東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸小川二〇の一	エコル	
生活介護	エコル	
障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う	

青森県告示第七百九十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十三年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人緑鷗会	青森市大字羽白字沢田四八の二	訪問介護	社会福祉法人緑鷗会みどりヘルパーステーション	青森市大字羽白字沢田五五の五	平成 二〇・一
特定非営利活動法人NPO身障者青脳会	青森市大字滝沢字下川原二三五	介護予防通所介護	デイサービスセンターあかり	青森市大字滝沢字下川原二三五	"
有限会社スターザ	青森市自由ヶ丘二丁目一二の二	介護予防通所介護	レッツ倶楽部青森東	青森市はまなす一丁目一の一〇	"

青森県告示第七百九十八号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十三年九月十六日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十三年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスを行う	指定年月日
名称 名称又 主たる事務所の所在地	障害福祉サービスを行う	年月日
社会福祉法人平館福祉会	生活介護	平成 二〇・一
東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸小川二〇の一	エコル	
生活介護	エコル	
障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う	

売りさばき人の住所及び氏名  
五所川原市字一ツ谷五四 の九  
秋村 米松

## 公 告

### 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）カブセンター西バイパス店  
青森市大字石江字三好一三〇の外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
紅屋商事株式会社  
青森市新町二丁目五の八  
代表取締役 秦勝重  
青森市の意見の概要
- 三
- 1 土壌汚染対策法等関連法令の手續を求める。
- 2 店舗営業に伴う騒音及び冬季除雪作業に伴う騒音（特に夜間及び早朝）については、騒音公害の未然防止に努めるとともに、苦情が寄せられた場合は誠意をもつて解決に当たるよう求める。
- 3 騒音に係る基準は、敷地境界において定められているが、敷地境界で基準超過することを理由に対向地で評価するのは合理的理由がない。
- 4 自動車騒音については、路面の種類（すべり止めの有無等）に関して考慮すべきである。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

1 国道七号を利用する来客者の右折進入右折退出を防止するために、看板の設置で対応していますが、それだけでは不十分で、物理的にできないような対策を講じなければ、人間の心理として多少の危険があっても右折進入右折退出しよつとする可能性が高くなり、結果として事故発生危険性が増すこととなってしまいます。さらに、急いで道路を横切ろうとする車両に通行中の歩行者が事故に巻き込まれる恐れもあるため、対策は敷地内に単に看板を設置するといつただけの対応ではなく、すべてのドライバーと歩行者に確実に認知され、徹底されるものでなければならぬと思います。

2 店舗敷地内の従業員用駐車場について、繁忙期には来店客に開放するなどの配慮をするとのことですが、従業員用駐車場の多くは近隣の住宅地に近い部分に配置されており、騒音発生の恐れがあるという点から、きちんと管理がなされ、特別の時以外は従業員しか使わないという状況になっているかどうか強く心配されることです。もし来店客への開放が頻繁に行われるようであれば、本来その部分は最初から来店客用駐車場として申請し、きちんと立地法上の騒音予測と周辺環境への影響度を調査すべきです。あくまで従業員用駐車場として使用するということであれば、特別時以外は来店客が駐車できないよう、例えばロープ等できちんと区別し、また看板でもはっきり表示するなどして適切な処置がなされることを切に望みます。

### 五 意見書の縦覧

- 1 場所  
青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所
  - 2 期間  
平成二十三年十月七日から同年十一月七日まで
  - 3 時間  
午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。
- ~~~~~  
開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律

第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十三年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域(工区)に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
三戸郡三戸町大字梅内字権現林一の二部及び四七の一、字松原六の一部、一四の一及び一九九の一部	三戸郡三戸町大字在府小路町四三三三戸町

宅地建物取引業者の事務所の所在地の不明

左記の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により公告する。

なお、公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

平成二十三年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 出町不動産商事
- 二 氏名 出町 美津
- 三 免許証番号 青森県知事(一一)第七一四号

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十三年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項
- 次に掲げる物件の売却

物 建		地 土	
十和田市大字深持字明戸四の一〇	所在 地	非線引き都市計画区域、指定建ぺい率七〇パーセント、指定容積率二〇〇パーセント	所在 地
木造平家建	構 造	備 考	地 目
四・九六平方メートル	延 面 積		地 積
木造平家建	九〇・四六平方メートル		三二八・九七平方メートル

二 予定価格

三百二十七千円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

十和田市大字深持字明戸四の一〇

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一  
青森県警察本部会計課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

十和田市西六番町一の一四一  
十和田警察署 三階会議室

2 日時

平成二十三年十月二十七日 午前十一時  
入札保証金及び契約保証金の額

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

- 八 契約書の取り交わしの時期  
落札決定の日から七日以内
  - 九 代金の納入期限  
契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。
  - 十 その他
    - 1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
    - 2 物件については、平成二十三年十月二十五日午後一時三十分から、十和田市大字深持字明戸四の一〇において現場説明を行う。
- 問合せ先  
青森県警察本部会計課管財係  
電話〇一七 七三三 四二二一

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七七  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭